

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民生活部 税務課
委託業務番号	令和4年度 長税第738号
委託業務名称	令和6年度評価替えに係る土地鑑定評価調整業務委託
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	令和6年度の固定資産(土地)の評価替えにおいて活用する標準宅地の不動産鑑定評価の均衡調整(受託不動産鑑定士会議の開催)及び当該業務(鑑定評価書の形式審査など)に付随する業務を行うもの。
履行期間	令和4年10月4日 から 令和5年3月28日 まで
契約年月日	令和4年10月3日
契約額(税込)	標準宅地及びゴルフ場用地1地点あたり1,650円
契約の相手方	[所在地又は住所] 大津市中央三丁目1番8号 [商号又は名称] 公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会
契約相手方の選定理由	県内の他の市町全部が委託しており、本市も同様に委託することで、受託不動産鑑定士会議の開催が可能となり、県内全域での適正な均衡を図れることから、「公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会」を随意契約の相手方として選定した。
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>